



障企発第0606003号
障障発第0606001号
平成19年6月6日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課



障害福祉課



障害福祉サービスに係る株式会社コムスンの不正行為への対応等について

株式会社コムスンについては、各都道府県において実施している介護保険法に基づく指定訪問介護事業所に対する監査において、本年6月5日までに、全国8事業所で指定取消処分相当の事実が確認され、これに係る取扱いが、本日付け「株式会社コムスンの不正行為への対応等について」（平成19年6月6日付け老総発第0606001号、老計発第0606001号、老振発第0606001号、老老発第0606001号厚生労働省老健局総務課長、計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）により、通知されているところである。

当該8事業所のうち、6事業所が、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護事業所等の指定を受けており、うち3事業所において、障害福祉サービスに関し、介護サービス事業所と同様、「不正の手段により指定を受けた」という指定取消処分相当の事実が確認された。これらの事業所は、いずれも監査等の実施中や指定取消処分手続中に廃止届を提出し、取消処分が行われるまでには至っていない（別添）が、法の規定に照らし、指定の欠格事由に該当することから、株式会社コムスンのすべての事業所において障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に関する新規指定を

してはならないこととなるので、その旨御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に対する周知徹底に万全を期されたい。

また、法の関連条文の解釈、運用方針等については、基本的には、介護サービス事業所に係る取扱いと同様であるが、障害福祉サービスについて整理すれば下記のとおりである。なお、今後の事態の推移に応じ、追加的な通知等を発出する可能性がある旨を念のため申し添える。

おって、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 株式会社コムスンの事業所に対する新規指定及び更新の運用について

(1) 法令の適用関係

株式会社コムスンが青森県及び東京都内のサービス事業所（法第 36 条第 1 項に規定するサービス事業所をいう。）において不正の手段により指定の申請をしたという事実（以下「不正事実」という。）により、株式会社コムスンは、法第 36 条第 3 項第 9 号（第 38 条第 3 項（第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する障害福祉サービス事業者等の指定及び更新の欠格事由である「障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者」に該当すると解されること。

(2) 法令の適用に伴う効果

都道府県知事は、株式会社コムスンについて、

- ① 青森県の不正事実の発生日である平成 18 年 8 月 1 日から 5 年を経過する日（平成 23 年 8 月 1 日）
- ② 東京都の不正事実の発生日である平成 18 年 8 月 30 日から 5 年を経過する日（平成 23 年 8 月 30 日）

のいずれか遅い日（平成 23 年 8 月 30 日）まで、すべての障害福祉サービスに係る障害福祉サービス事業者等としての新規指定をしてはならないこと。

他方、更新については、指定を受けた日から 6 年を経過する日（平成 24 年 10 月 1 日）までに受けることとなるものであることから、(1) による法令の適用によって影響を受けるものではないこと。

(3) 適用期間に係る留意点

今後、平成 18 年 8 月 31 日以降の不正行為があった場合等には、(2) に掲げる期日が変更されること。

2 株式会社コムスンの事業所に対する指定の取消の運用について

(1) 他の事業所への影響

今回明らかになった事実のみをもって、株式会社コムスンの他の事業所について直ちに指定を取り消されなければならないということではなく、個別の事業所ごとに監査を行い、事実確認を行った上で個別に判断すべきものであること。

(2) 介護保険法の事業者の更新がなされない場合の法の指定の効力

現行、介護保険法の指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者が、法における居宅介護等を行おうとする場合には、当該介護サービス事業者の指定をもって、居宅介護事業所等に係る指定を行って差し支えないこととしている。

今般、介護サービスに係る青森県及び兵庫県の不正事実に伴い、平成23年12月7日（平成18年12月8日以降の不正行為があった場合等には、期日が変更される）まで、株式会社コムスンのすべての事業所において介護サービス事業者に関する更新がなされないことにより、法の居宅介護事業所等に係る指定の根拠が失われることとなるが、この場合には、原則どおり、居宅介護事業所等として基準を満たしているかを判断することとなるものである。

従って、単に、介護サービス事業者に関する指定が更新されないことのみをもって、居宅介護事業所等に係る指定が取消処分相当に当たるということではなく、個別の事業所ごとに判断すべきものであること。

3 株式会社コムスンの役員等であった者が別法人の役員等又は申請者である場合の取扱いについて

① 青森県の不正事実に係る役員等（法第36条第3項第6号に規定する「役員等」をいう。以下同じ。）については青森県の不正事実の発生日である平成18年8月1日から5年を経過する平成23年8月1日までの間、

② 東京都の不正事実に係る役員等については東京都の不正事実の発生日である平成18年8月30日から5年を経過する平成23年8月30日までの間

は、これらの役員等が、別の法人の役員等又は申請者である場合には、法第36条第3項第10号又は第11号（第38条第3項（第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる欠格事由に該当するため、当該障害福祉サービス事業者等の指定をしてはならないこと。

4 利用者に対する障害福祉サービスの継続的な提供について

(1) 事業所の障害福祉サービスの提供等について

障害福祉サービス事業者は、法令に基づき、正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒んではならない。また、障害福祉サービスを提供することが困難な場合には、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないなどの義務が課せられている。

こうした点にかんがみれば、都道府県知事及び市町村長においては、株式会社コムスンの各事業所に対して、障害福祉サービス事業者として法令を遵守させるとともに、介護サービス事業所の更新停止や廃止がなされた場合においても、引き続き利用者の求めに応じて障害福祉サービスを提供するよう適切に指導を行うこと。

仮に、事業所の廃止が行われた場合には、利用者のサービス利用に支障が生じることのないよう、利用者からの相談に応じるとともに、他の事業者との調整を行うなど、利用者に対する障害福祉サービスの確保に努めること。

(2) 株式会社コムスンの障害福祉サービス利用者に対する周知について

都道府県知事及び市町村長においては、株式会社コムスンの障害福祉サービス利用者の安心を確保するため、①同社の事業所は、引き続き障害福祉サービスを提供することができること、②介護サービス事業所の更新停止等と併せて、障害福祉サービス事業所が廃止を行う場合には、それまでの間に他の事業所の紹介等の措置を講じさせ、利用者の障害福祉サービスの利用に支障が生じないように指導を行うことなどについて、同社の障害福祉サービス利用者に対して丁寧な説明を行うこと。

5 事業者に対する法令遵守の再徹底及び広域的に事業を展開する指定居宅介護事業所等への監査の継続について

「障害福祉サービス事業者の法令遵守の徹底について」（平成19年4月11日付け障企発第0411001号、障障発第0411001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）において通知したとおり、障害福祉サービス事業者に対する制度の周知及び法令遵守の徹底を図るとともに、引き続き広域的に事業を展開する指定居宅介護事業所等への監査を実施していただきたいこと。

特に、今般の介護サービス事業所における不正事例を踏まえ、居宅介護事業所等との二重の指定を受けている事業所を中心に、重点的に監査を実施していただきたいこと。

<別添>

全国における(株)コムスの障害福祉サービス事業所の指定取消相当の事例

(平成19年6月5日現在)

	都道府県名	事業所のサービス種別	指定申請日	指定日	監査実施日	不正事由	廃止届出日
1	青森県	居宅介護 重度訪問介護	18. 8. 1	18. 9. 1	19. 4. 17 (実地調査)	不正な手段による指定申請	19. 5. 7 (聴聞通知発出前)
2	東京都	居宅介護 重度訪問介護	18. 8. 30	18. 10. 1	19. 3. 9 (監査)	不正な手段による指定申請	19. 3. 22 (聴聞通知発出前)
3	東京都	居宅介護 重度訪問介護	空欄	18. 10. 1	19. 3. 9 (監査)	不正な手段による指定申請	19. 3. 22 (聴聞通知発出前)